

李之亮箋注『歐陽修集編年箋注』の問題点について

東, 英寿
九州大学大学院比較社会文化学府アジア社会講座

<https://doi.org/10.15017/19588>

出版情報 : 比較社会文化. 17, pp.7-16, 2011-03-20. Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



論文

李之亮箋注『歐陽修集編年箋注』の問題点について

On Problems of Li Zhiliang's *Ou-yang Xiu Ji Bian Nian Jian Zhu*

2010年11月2日受付, 2010年12月3日受理

東 英 寿
Hidetoshi HIGASHI

キーワード: 歐陽脩, 李之亮, 歐陽修集編年箋注, 校勘, 箋注, 編年

1. はじめに

北宋の歐陽脩(1007～1072)の全集に箋注を付けた、李之亮箋注『歐陽修集編年箋注』(一)～(八)は、2007年12月に巴蜀書社より出版された。

そもそも歐陽脩の全集は、南宋の周必大(1126～1204)らが紹熙二年(1191)から慶元二年(1196)までの六年間をかけて編纂し、『歐陽文忠公集』百五十三巻としてまとめられ、今日に伝わっている。その百五十三巻の構成は次の通りである。

『居士集』五十巻、『居士外集』二十五巻、『易童子問』三巻、『外制集』三巻、『内制集』八巻、『表奏書啓四六集』七巻、『奏議集』十八巻、*『雜著述』十九巻、『集古録跋尾』十巻、『書簡』十巻。

*『雜著述』十九巻の内訳は、『河東奉使奏草』二巻、『河北奉使奏草』二巻、『奏事録』一巻、『濮議』四巻、『崇文総目叙釈』一巻、『于役志』一巻、『歸田録』二巻、『詩話』一巻、『筆説』一巻、『試筆』一巻、『近体楽府』三巻。

これを、歐陽脩の死の翌年(熙寧六年、1073)に呉充によって作成された、次の行状と比較したい。

嘗著易童子問三巻、詩本義十四巻、居士集五十巻、歸榮集一巻、外制集三巻、内制集八巻、奏議集十八巻、四六集七巻、集古録跋尾十巻、雜著述十九巻。

嘗て易童子問三巻、詩本義十四巻、居士集五十巻、歸榮集一巻、外制集三巻、内制集八巻、奏議集十八巻、四六集七巻、集古録跋尾十巻、雜著述十九巻を著はす。

『詩本義』は全集と別に刊行されるのでそれを除けば、歐陽脩の死の翌年には、周必大らの編纂した全集には見られない『歸榮集』一巻が存在し、周必大らの全集に見られる『居士外集』二十五巻、『書簡』十巻がまだ存在していなかったということがわかる。現在の『歐陽文忠公集』の構成に照らし合わせると、周必大らは全集の大部分について行状に見られた『居士集』や『易童子問』などのまとまりを変更することなくその中に取り込んでいたことが明らかとなる。歐陽脩の死の翌年に既に存在していた作品集は、彼が生前に目を通し、整理していた可能性が極めて高い。たとえば、『居士集』五十巻については、周必大が「歐陽文忠公年譜後序」(『平園統稿』巻十二)の中で、「居士集五十巻、公所定也」と述べるように、歐陽脩自身が編纂したものであり、『外制集』三巻、『内制集』八巻、『歸田録』二巻、『集古録跋尾』十巻等もやはり歐陽脩が確実に生前に整理したことがわかり⁽¹⁾、これら歐陽脩が生前に整理、編纂していた作品集については、周必大らはそのまとまりを変更することなく取り入れて『歐陽文忠公集』百五十三巻を編集したと言える。

今回、李之亮氏は『歐陽修集編年箋注』(一)～(八)の中で、周必大らの編纂した『歐陽文忠公集』百五十三巻に収録される作品全てに箋注を施し、作成年を指摘している。しかし、それらの箋注や編年には極めて多くの問題点がある。本稿では『歐陽文忠公集』百五十三巻全てに論及することはできないが、『居士外集』二十五巻部分(『歐陽文忠公集』巻五十一～巻七十五に収録)について、以下『歐陽修集編年箋注』の校勘、箋注、編年、構成の四方面から検討したい。

2. 校勘について

李之亮氏は、『歐陽修集編年箋注』(以下、本書と言う)

で校勘に使用したテキストについて、その前言に次のように記述する。

本書採用的底本は四部叢刊影印元刊本、参考四庫全書本、慶元二年周必大編刻本和清嘉慶二十四年歐陽衡刻本。

本書が採用した底本は四部叢刊影印元刊本で、四庫全書本、慶元二年周必大編刻本と清の嘉慶二十四年歐陽衡刻本を参考とした。

本書では、底本として四部叢刊本を用い、四庫全書本、慶元二年（1196）周必大編刻本と清代の嘉慶二十四年（1819）歐陽衡刻本を校勘として使用している。底本である四部叢刊本は封面に「上海涵芬樓景印元刊本」と記載があり、確かに李之亮氏が言うように元刊本と誤解してしまうが、実は明刊本である⁽²⁾。さらに、本書では南宋の慶元二年周必大編刻本を用いたと記載するが、一体どこに所蔵されている慶元二年周必大編刻本を使用したのか、具体的に記述して欲しかった。なぜならば、南宋本『歐陽文忠公集』百五十三卷の完本は、今日には伝わっていないからである。南宋本『歐陽文忠公集』としては、中国国家図書館所蔵本（国家本）⁽³⁾、天理大学附属天理図書館所蔵本（天理本）⁽⁴⁾、宮内庁書陵部所蔵本（宮内庁本）が考えられるが⁽⁵⁾、国家本は、卷三～卷六、卷三十八～卷四十四、卷六十一～卷六十三、卷九十五、卷百三十四～卷百四十三が欠本であり、天理本は、卷三十五～卷四十第一葉、卷七十三第十八葉～卷八十五、卷九十四第一葉～第五葉、卷百四十第一葉～第五葉が欠本である。一方、宮内庁本は、現存しているのが卷二十四～卷二十九、卷三十五～卷四十五、卷七十六～卷八十九、卷九十三～卷百十、卷百十六～卷百二十五、卷百三十二～卷百三十三、卷百四十七、卷百四十九～卷百五十三の合計六十七卷である。この三種の南宋本のうち、国家本と宮内庁本は刻工が一致しているので同一の版本だと考えられ、一方天理本は国家本や宮内庁本と刻工が異なっているで、国家本や宮内庁本とは別系統だと思われる。

さて、本稿では試みに李之亮箋注『歐陽修集編年箋注』の『居士外集』二十五卷部分の校勘を調査してみた。この部分は『歐陽文忠公集』百五十三卷のうち、卷五十一～卷七十五に収録されている二十五卷に該当する。この二十五卷のうち、国家本は卷六十一～卷六十三の三卷部分が欠本であり（国家本と同一系統の宮内庁本は『居士外集』二十五卷全部が欠本であり、本稿では調査の対象外となる）、天理本は卷七十三第十八葉～卷七十五が欠本である。

『居士外集』卷八「会聖宮頌」の「伏惟皇帝陛下以神聖至德」の「至德」について、本書では「原本“至”字為墨丁、扞周本補」という校勘がある。確かに原本である四部叢刊本では墨丁であるが、周必大本（周本）である国家本も墨丁であり、同じく周本である天理本を調べてみると、ここは空格となっており、「至」字が挿入されているのは清代の歐陽衡本である。従って、ここの校勘は「扞周本補」ではなく、「扞歐陽衡本補」と記述すべきである。

『居士外集』卷十三「河南府重修淨垢院記」の「嘆其空闊」という記述について、本書では「原本“闊”字為墨丁、扞周本、歐陽衡本補」という校勘がある。原本である四部叢刊本では、「闊」字は李之亮氏が記述する墨丁でなく空格であり、国家本のこの箇所は欠本で調査できないが、天理本では墨丁である。「闊」字があるのは歐陽衡本なので、「扞周本、歐陽衡本補」という記述から、「周本」を削除し、「扞歐陽衡本補」とすべきである。

『居士外集』卷十三「伐樹記」の「杏之體最堅密」という記述について、本書では「原本“體”字為墨丁、扞周本、歐陽衡本補」という校勘がある。原本である四部叢刊本では「體」字は李之亮氏が言う墨丁ではなく空格である。国家本はこの箇所は欠本であり、天理本では墨丁である。「體」字は歐陽衡本に見えるので、「扞周本、歐陽衡本補」という記述から「周本」を削除すべきである。

『居士外集』卷十六「与張秀才第二書」の「孔子昔生周之世」という記述について、本書では「原本作“孔子曰（疑）生周之世”、扞周本改」という校勘がある。底本である四部叢刊本は、「疑」字が陰刻、小字で、「孔子曰疑生周之世」とある。国家本、天理本も底本と同様である。一方、歐陽衡本では「孔子曰茅本曰作昔生周之世」となっており、割注によれば茅本が「昔」字に作っていたことがわかる。従って、李之亮氏は周本ではなく、歐陽衡本の割注に見られる茅本の記述を採用したことになる。

『居士外集』卷十六「与石推官第一書」の「試先陳之」という記述について、本書では「原本作“誠（疑）先陳之”、扞周本、歐陽衡本改」とある。底本では「疑」字が陰刻、小字で、「誠疑先陳之」とあり、卷末の校語に「誠一作試」という校勘がある。国家本は本文も卷末の校勘も底本と同じで、天理本は本文では「誠」字の下に「欲疑」という割注があり、卷末の校勘は「誠一作試」で底本と同じである。歐陽衡本では校勘はなく本文が「試先陳之」となっている。従って、この部分「扞周本」と記述するのは誤解を招くので「扞底本卷末校語改」とすべきで、さらに周必大本の情報も記載するならば、「扞底本卷末校語、周本卷末校語、改」という記述にすべきである。

『居士外集』卷二十四「魯秉周礼所以本賦」の「猶能固本於民風」という記述について、本書では「猶、原本為墨丁、

「周本、歐陽衡本補」という校勘がある。ここで「周本」と記載するが、周本である国家本は墨丁である。なお、この部分天理本は欠本で調査できない。ちなみに歐陽衡本は「猶能固本於民風」という記述である。従って、「周本、歐陽衡本補」という校勘は、「周本」部分を削除して「周本補」とすべきである。

『居士外集』卷二十五「三皇設言民不違論」の「故言為教詔」という記述について、本書では「詔、原本為墨丁、周本補」という校勘がある。「周本補」と記載するが、周本である国家本は墨丁である。この部分天理本は欠本で調査できない。ちなみに、歐陽衡本を調べてみると、この部分「故言為教詔」という記述で本書と同じであり、従ってここは「周本補」ではなく「周本補」とすべきである。

『居士外集』卷二十五「南省試策五道」の「明不得以異物遷也」という記述について、本書では「明、原本為作“罪”、下有“疑”字。周本改」という校勘がある。この部分、周本である国家本も「罪」字であり、天理本は欠本で調査できない。「明」字になっているのは歐陽衡本であり、「周本改」ではなく「周本補」とすべきであろう。

『居士外集』卷二十五「南省試策五道」の「猶為近古」という記述について、本書では「近古、原本作“進士”、下有“疑”字、周本改」という校勘がある。ここは、天理本では欠本であり調査対象外であるが、周本である国家本も「進士」であり、「近古」という記述は歐陽衡本に見えるのであり、「周本補」とすべきであろう。

以上の例から考えると、李之亮氏が校勘で用いたという周本は、現在見ることができる周本（南宋本）である国家本、天理本の記述とはほとんど一致しないことがわかる。従って、李之亮氏は本当に周本を使用したのかという疑問が生じる。上述した例から類推すると、李之亮氏が周本という場合、多くは歐陽衡本を用いているのではないと思われる。ただ、もし李之亮氏の言う通り周本を使用したとすれば、それは国家本や天理本の欠本部分を補うことができる刊本のようにあり、かりにそのような刊本が存在するのであれば、今後の研究の進展のために、是非公開していただきたいと思う。

次に、李之亮氏が何の校勘も記載せずに、底本である四部叢刊本の文字を勝手に改変している箇所を取りあげたい。

『居士外集』卷十一「諫議大夫楊公墓誌銘」の「其余慶之及者三世」という記述について、底本では「慶」字は空格であり、天理本は墨丁である。国家本のこの箇所は欠本である。この部分、本書と同じく「慶」字となっているのは歐陽衡本である。

『居士外集』卷十一「尚書職方郎中分司南京歐陽公墓誌

銘」の「考諱某」という記述は、底本では「祖諱某」である。天理本でも「祖諱某」である（国家本は欠本）。この部分、本書と同じく「考」字を用いているのは歐陽衡本である。

『居士外集』卷十三「陳氏榮鄉亭記」の「若行達」という記述は、底本では「君行達」である。天理本や歐陽衡本では卷末の校勘記に「恕本作若行達」とあるが、本書では何の説明もせずに、周必大本の成立以前の「恕本」に見られた「若行達」という記述を本文に採用している。

『居士外集』卷十四「仁宗御集序」の「恭謝于天地」について、底本は「菴謝于天地」である。李之亮氏は校勘に何も記載せずに、底本の「恭」字を「菴」字に改変している。実は、この部分、国家本、天理本、歐陽衡本全て「恭」字であり、そのことを校勘として記載すべきである。

『居士外集』卷十六「上范司諫書」の「不得言。得言矣。又曰…」という記述は、底本では「不得言矣。又曰…」である。国家本、天理本は、いずれも底本と同じである。このことについて、本書では何の校勘もないが、ここは歐陽衡本に「不得言。得言矣。又曰…」とあるのに拠ったものであろう。

『居士外集』卷十七「与范希文書」の「遠方久處」という記述について、底本は「遠力久處」である。ここでも李之亮氏は校勘をつけずに、底本の「力」字を「方」字に改めているが、この部分国家本、天理本、歐陽衡本は全て「方」字であり、そのことを校勘として記載すべきであった。

『居士外集』卷二十五「三皇設言民不違論」の「黃帝之為也」という記述について、底本は「黃帝之為世」である。国家本も「黃帝之為世」である。この部分、天理本は欠本で調査できない。本書で李之亮氏は何も言わないが、ここは歐陽衡本の「黃帝之為也」という記載に拠ったものであろう。

『居士外集』卷二十五「国学試策三道」(第一道)の「蓋權而行之」という記述について、底本では「蓋推一作權而行之」となっており、国家本、歐陽衡本も「推」字の下に「一作權」という割注がある。本書では割注を本文として採用していることがわかるが、このことについて李之亮氏は何も記載しない。

『居士外集』卷二十五「国学試策三道」(第三道)の「嬴政并諸侯之疆」という記述であり、国家本も同じである。李之亮氏は何も校勘を記載しないが、ここは歐陽衡本に拠り「疆」字としているのである。同じく「堯民被乎無為之化」について、底本は「崇民被乎無為之化」であり、国家本も底本と同じである。李之亮氏は何も記述しないが、ここも歐陽衡本に拠り「堯」字としている。

このように、底本の本文の文字について、何の校勘も

つけずに勝手に改変する場合、歐陽衡本に依拠することが多いのがわかる。ただ、本書では底本として四部叢刊本を用いたと宣言している以上、何の校勘も記載せずに底本の文字を勝手に改変してしまうことは、大いに問題があるのは言うまでもない。

また、周必大らは、『歐陽文忠公集』百五十三巻を編纂する過程で、問題点や気づいたこと等を、校勘記(校語)として各巻末に書き付けていた。この巻末の校語の取り扱いについて、本書では本文を校勘する際に、かなり恣意的に取捨選択しているようである。巻末の校語の意義について、たとえば『居士集』巻十七「本論上」、「本論下」に着目して考えたい。この部分、底本である四部叢刊本では、巻末に「朝佐考本論初有上中下篇。此卷所載、即中下二篇。其上篇編居士集時雖削去而傳於世、今附外集」という校語がある。朝佐とは丁朝佐のことであり、南宋の周必大本の編纂に関わった人物である。その丁朝佐が周必大本の編纂の際に記述したこの校語によって、「本論」という作品は本来、上・中・下の三篇があったが、歐陽脩が『居士集』を編纂した際、上篇を削り、残りの中・下篇の題目を、上・下篇と変えて『居士集』に収録し、元々の上篇は後に周必大らによって『居士外集』に収録されたということがわかる。この巻末の校語によって、歐陽脩の『居士集』編纂過程が詳しく窺える。本書が底本とした四部叢刊本には、各巻末にこうした周必大らの校語を記載するが、多くの場合李之亮氏は校語を削除している。たとえば、『居士外集』巻七「和子履遊泗上雍家園」では、巻末に次のような周必大らの校語がある。

右雍家園詩、吉、綿、閩本皆入公外集、而王荊公四家詩選亦有之。今乃載蘇子美滄浪集、後人安得不疑。或謂公親作滄浪集序、不應誤雜已詩、可以無疑。姑附見於此。

右雍家園の詩は、吉、綿、閩本皆な公の外集に入り、而して王荊公の四家詩選も亦た之れ有り。今、乃ち蘇子美の滄浪集に載す、後人安んぞ疑はざるを得んや。或ひと謂く、公は親ら滄浪集の序を作る、應に己の詩を誤雜すべからず、以て疑ひ無かるべしと。姑らく此に附見す。

この校語で、周必大らは「和子履遊泗上雍家園」が歐陽脩の作ではなく蘇舜欽の作である可能性が高いことを述べている。すなわち、この詩は蘇舜欽の『滄浪集』にも見られ、しかもその『滄浪集』には歐陽脩が自ら序文を書いているので、彼が『滄浪集』に目を通していたこ

とは間違いない。従って、自分の作品を『滄浪集』に紛れ入れることはしないはずであり、よってこの詩は蘇舜欽の作であることは疑いないが、ただ周必大以前の吉、綿、閩の諸本では歐陽脩の作品として収録されていたので、とりあえずここに入れておくという内容である。歐陽脩の作かどうかを判断する際に、この校語は極めて有力な情報である。しかし、底本である四部叢刊本にあるこの校語を、本書で李之亮氏は削除して記載しない。その理由については、本書の前言等どこにも記載されていないので全く不明である。

一方、本書では巻末の校語の記述に拠って底本の本文を改変する場合も散見される。たとえば、『居士外集』巻九「後魏論」において「聖人有所不取也」の記述について、底本では巻九巻末の校語に「此下一有天地之生萬物也、人以聰明而為貴。人之分四夷也、中國以有禮義而為貴。故以其貴者治賤者為順、以賤者干貴者為逆。聖人之推與善之誠、夷狄而慕中國、則進之。夫進夷狄於中國、幸矣、遂以干帝王之統、其可乎八十八字」とある。本書ではこの「天地之生萬物也～其可乎」を巻末の校語から本文の「聖人有所不取也」の次に移動させて挿入し本文の記述としている。この箇所は、底本はもちろんのこと国家本や天理本、四庫全書本や歐陽衡本、いずれのテキストでも巻末の校語の記述である。それを本書では本文に移して挿入している。つまり、李之亮氏は底本や校勘に使用したどのテキストにも見られない本文の改変を行っていることになるが、このことについても本書では何の説明もない。

更に『居士外集』巻十四「送陳經秀才序」に「與魚鳥相傲然徒倚之適也」という記述がある。巻末の校語に「相下有羣為二字」とある。他本では、全て巻末の校語であり、本文の記述としないが、本書では巻末の校語を本文に入れてしまう。しかも挿入する場所を、「相」の下ではなく「然」の下に間違えて「與魚鳥相傲然、羣為徒倚之適也」としている。

『居士外集』巻十五「傳易図」では、巻末の校語に「者下有不得列于学官、故上自孔子、至於王弼、迹其所自来以作斯図。自漢学者漸不師授而各自名家、今図之所傳者」とあり、本書では「雖有述者」の下に「不得列于学官～今図之所傳者」の文章を挿入している。この部分、他本では全て巻末の校語の記述であり、本書でなぜ本文に挿入するのかという説明はない。

また、作品の題目名について、校勘に用いたテキストには見られない改変を行っている場合がある。『居士外集』巻五の「鴈鵠」という題目については、底本ではその後に「一作鴈」という割注がある。本書で校勘に用いた他のテキストでは、「鴈」はいずれも割注の記述であるが、

本書では割注を採用して題目自体を「鵬鳩」と改めている。この理由について李之亮氏は一切説明しない。『居士外集』巻二の「罷官後初還襄城弊居述懷十韻回寄洛中舊寮」という詩題が本書では「罷官後初還襄城述懷十韻」となっており「弊居」と「回寄洛中舊寮」が脱落している。『居士外集』巻二の「新宮小齋鑿地爐輒成五言三十七韻」という詩題が本書では「新宮小宅鑿地爐輒成五言三十七韻」となり「齋」を「宅」に間違っている。これらについても本書では全く説明がない。『居士外集』巻十三の「偃虹隄記」という題目が本書では「偃虹堤記」となっている。他のテキストでは、全て「偃虹隄記」である。確かに「隄」字と「堤」字は同じ意味であるが、だからと言って、勝手に文字を改変することはできない。『居士外集』巻十九「与劉原甫侍讀問入閣儀帖」というタイトルが、本書では「問劉原甫侍讀問入閣儀帖」となっている。底本の「与」字が本書では校勘に使用したテキストには全く見られない「問」字になっている。

以上、李之亮箋注『歐陽修集編年箋注』所収の『居士外集』部分における本文の校勘の問題点について調査したが、これらは百五十三巻のうちの僅か二十五巻部分にすぎず、しかもまだ問題箇所の見落としがあると思う。しかしながら、上述した例によって本書は校勘が極めて杜撰であることがわかるであろう。全集の残り百二十八巻部分を調査すれば、校勘の問題点は膨大な量に達すると思われる。

3. 箋注について

李之亮氏は歐陽脩の全作品に箋注をつけており、その労力は評価したい。ただ箋注の内容についても、少なからず問題がある。

たとえば、『居士外集』巻十七「与尹師魯第五書」の本文「才得清卿来」に対して、李之亮氏は「道卿：『宋史』巻二九五《葉清臣傳》：葉清、字道卿、蘇州長洲人」という注をつけている。本文の「清卿」を「道卿」と間違えている。確かに、「清卿」と「道卿」は字が似ているので単純な誤植かとも考えられるが、決してそうではなく、李之亮氏は『宋史』巻二百九十五「葉清臣傳」の記事を引用し、葉清臣の字が「道卿」であり、ここの人物は葉清臣であると指摘するのである。李之亮氏の注をそのまま受け取ると、本文は「清卿」であるが、それは「道卿」のことで、「道卿」とは葉清臣であるとなる。しかし、「清卿」という人物は存在していて、『宋史』巻二百八十三にある夏安期、字清卿のことである。ここは注をつける際に本文の文字を誤認してしまい、誤認したまま注を作成したことになる。注の作成段階や校正段階で、本文と注の摺り

合わせをすれば簡単に見つかる間違いであろう。俄には信じられない間違い方である。

また『居士外集』巻十九「与王深甫論五代張憲帖」の本書の本文「挾張昭遠勸憲奉表」についての李之亮氏の注は「張昭遠：原本脱“遠”字、挾《新五代史》巻二八《唐臣傳・張憲傳》補」である。つまり、李之亮氏は「張昭」ではなく「張昭遠」が正しいとして、本文に「遠」字を補っている。ちなみに、この部分、底本、国家本、天理本、四庫全書本、歐陽衡本、全て「張昭」となっている。これについて『宋史』巻二百六十三にある「張昭字潜夫、本名昭遠、避漢祖諱、止称昭」という記述に着目したい。つまり、当時張昭は諱をさけて「張昭遠」を「張昭」としたのであり、先行のテキストにある「張昭」で間違いのないのである。校勘に用いた他の歐陽脩のテキストにはない「遠」字をわざわざ挿入する必要はないのがわかる。

『居士外集』巻一の「天門泉」の題下に「舊號救命泉、惡其名鄙、因取美名、書為續命泉、人書一字、立於泉側」という原注がある。本書では箋注で原注があることを指摘するが、「人書一字」が本書では「大書三字」となっており、これは底本や周必大本には見られず、歐陽衡本に見られる改変である。しかし、注ではその指摘は一切なく、しかも「惡其名鄙」の「鄙」が脱落している。このような李之亮注における文字の脱落や間違いについて、以下幾つか指摘しておきたい。

『居士外集』巻二「河南府録張君墓誌銘」について、本書では「原本題下注云“山南東道節度使…”」という注があるが、底本を始めとするその他のテキストの原注は「山東道節度使」であり、李之亮注にある「南」字はない。

『居士外集』巻十九「与杜沂論祁公墓誌」の李之亮注に「原本句下注云…文賢有成曰猷、猷義兼文節、文正矣」とあるが、底本の原注は「文賢有成曰猷、義兼文節、文正矣」であり、李之亮注では原注にない「猷」字が余分に添加されている。

『居士外集』巻十七「与尹師魯第二書」の李之亮注に「文瑩《玉壺清話》巻三“宝元元年、朱正基駕部知峡州。一夕、夢一吏白曰…”」とある。文瑩『玉壺清話』巻三の該当箇所は「宝元元年、朱正基駕部知峡州。即江陵内翰之子。一夕、夢一吏白曰…」であり、李之亮注では「即江陵内翰之子」の一句が脱落している。

『居士外集』巻二十三「書三絶句詩後」の李之亮注に「本書巻一《画眉鳥》詩」と記述するが、「画眉鳥」は『居士集』巻一には収録されておらず、巻十一の誤りである。

『居士外集』巻二十四「大匠誨人以規矩賦」の李之亮注に「《論語・憲問》子曰工欲善其事、必先利其器」とあるが、これは『論語』憲問ではなく、衛靈公の誤りである。

これらは、いずれも注意すれば防ぐことができるはず

の単純なミスである。これはとりもなおさず本書の箋注が極めて杜撰であることを端的に物語っている。

4. 編年について

本書の特色と考えられるのは、そのタイトル『歐陽修集編年箋注』から窺えるように、歐陽脩の作品の編年を検討したことであろう。ただ、作品の編年についても、大いに問題がある。本書の前言で、李之亮氏は次のように述べる。

但在箋注過程中、也發現數篇詩文的原注年月有些謬誤、凡屬此類、均予以重新系年、并說明緣由根拠。

しかし箋注の過程で、数篇の詩文における原注の年月に謬りがあることにも気づいた。すべてこの類に属するものは、いずれも新たに繫年し、合わせて理由や根拠を説明した。

周必大らの編纂した『歐陽文忠公集』では、作品の制作年が確定できる場合、目次の題下にそれを書き付けている。その制作年の間違いを見つけた場合、李之亮氏は理由を明らかにして、新しい制作年を指摘するという方針をとったと言う。ところが、この方針も貫徹されたかどうか疑わしいのである。たとえば、『居士外集』卷三「石篆詩」には、周必大らは慶暦五年と制作年を付けているが、李之亮氏は慶暦六年の作とする。しかし、前言で言う方針と違いその理由は一切記載されていない。同じく『居士外集』卷四「擬剥啄行寄趙少師」には、周必大らは熙寧五年と制作年を付けているが、李之亮氏は熙寧四年の作とする。ここでもその理由は記述されていない。『居士外集』卷六「贈歌者」も、周必大らは慶暦八年という制作年を附すが、本書ではやはり理由を述べずに慶暦七年の作とするなど、周必大らの附した制作年を変更する際に、理由を書き加えない箇所は数多い。また、周必大らが制作年を確定できていない作品に、李之亮氏が独自に制作年を書き付けていることも多い。たとえば、『居士外集』卷二「戲贈」、『居士外集』卷三「書宜城修木渠記後奉呈朱寺丞」、『居士外集』卷四「眼有黒花戲書自遣」、『居士外集』卷五「南征道寄相送者」、『居士外集』卷六「和梅聖俞杏花」、『居士外集』卷七「贈潘道士」等々は、李之亮氏が独自に制作年を付けているが、その理由が全く述べられていないので、どのようにして制作年を決定したのか不明である。そのため、それが本当に正しいのかどうか大いに不安を感じてしまう。以下、李之亮氏が確定させた制作年が誤っている例について、幾つか指摘した

い。

『居士外集』卷二十三「記旧本韓文後」の制作年について、李之亮氏は理由を挙げることなく「嘉祐三年任翰林学士時作」とする。ところが文中の「挙進士及第…至于今蓋三十余年矣」という記述に着目すると、歐陽脩が進士及第したのは天聖九年(1031)なので、それから三十余年は嘉祐六年(1061)以降になる。従って、本文の記述内容から考えるとこの作品の制作年として李之亮氏があげた嘉祐三年(1058)が間違っているのは明らかである。

『居士外集』卷二十「祭五龍祈雨文」について、題下注では宝元元年(1038)の作とする。一方、李之亮氏の注では「原本題下注云：“一作《祭五龍神》”《大明一統志》卷一八《滁州》“…宋乾徳中、知州高保緒繪五龍像祀之…”」として、五龍を滁州にある五龍像と捉える。そのため李之亮氏は、題下注に言う宝元元年(1038)の時、歐陽脩は乾徳県令であり、彼が五龍像のある滁州にいたのは慶暦六年(1046)なので、これは慶暦六年の作と言う。しかし、原注に「一作祭五龍神」と記載するように、「五龍」とは五龍神のことで、滁州の五龍像を指しているのではない。たとえば『文献通考』卷九十、宋・大観四年に「八月、詔天下五龍神皆封王爵」とあり、また歐陽脩の『居士集』卷四十九に「求雨祭文」があり、そこには「一作五龍祈雨」とある。つまり、ここで言う五龍とは古来の五龍兄弟が神として祀られている、所謂五龍神のことであることは間違いない。従って、本作品は滁州にある五龍像とは何の関係もないのであり、李之亮氏の編年確定の誤りが明らかになるであろう。

『居士外集』卷六「酬滑州公儀龍図見寄」について、本書では理由を示すことなく「嘉祐元年翰林学士時作」とする。これについて、天理本では『居士外集』卷六にこの作品が収録されており、さらに巻末に再びこの詩が附されている。ただ、巻末に附された作品では本文の「十年間落任秋風」の「秋風」が「狂風」となる違いがあるけれども、他の文字は全く同じなので、同一作品だと考えてよい。そして、その最後に「至和元年仲冬七日記」という歐陽脩の書き入れがあり、その後に「此方石本見存」という割注がある。つまり、巻末の日付が書き入れられている作品は、周必大らが全集を編纂する際に集めた諸本の一つである石本に見られたものである。これは極めて有力な記述である。この詩は李之亮氏の言う嘉祐元年(1056)ではなく、歐陽脩が自ら記していたように至和元年(1054)の作である。

『居士外集』卷二「與李獻臣宋子京春集東園得節字」詩について周必大らは制作年を付けていないが、李之亮氏は理由を明示せずに「景祐元年任館閣校勘時作」とする。

しかし、洪本健氏はこの詩について宋祁『景文集』巻五「春集東園詩」の記述を根拠として慶暦元年（1041）の作とする^{〔6〕}。洪本健氏のあげた理由は説得力があり、この詩は李之亮氏が確定した景祐元年（1034）ではなく洪本健氏の言うように慶暦元年の作だと思われる。

また、『居士外集』巻二「晚泊岳陽」について、李之亮氏は景祐四年赴夷陵時作とし、その理由は「本書巻一二六《于役志》“（九月）己卯、至岳州、夷陵県吏来接、泊城外”」とする。確かにこの理由は間違いない。ただ、『于役志』は歐陽脩が夷陵に左遷された際の道中の記録で、歐陽脩が夷陵に左遷されたのは景祐三年である。従って『于役志』は景祐三年の作であり、『于役志』の記載に基づく以上、当然この詩も景祐三年の作となる。

『居士外集』巻二十「祭沙山太守祈晴文」について、題下注では、制作年を皇祐五年とするが、李之亮氏は制作年を皇祐四年とする。そのことについて、李之亮氏は「帰耐先域」という本文の記述に対して、箋注で『歐陽文忠公年譜』を引き「（皇祐四年）八月、自潁州護母喪歸。葬吉州之瀧岡」と言う。実際の『歐陽文忠公年譜』では「皇祐五年癸巳、八月、自潁州護母喪歸」とあり、歐陽脩が母の喪に服したのは皇祐五年のことである。従って、題下注は正しく、李之亮氏が間違っているのである。同じく、『居士外集』巻二十「祭金城夫人文」も題下注では皇祐五年とするが、李之亮氏は皇祐四年とし、その編年の理由が「皇祐四年在潁州將護母喪歸先塋時作」であり、ここでも母の喪の時期を間違えて制作年を附している。

このように『于役志』の作成年や歐陽脩の服喪の時期を間違えるような初歩的なミスは、もはや弁解の余地がないと考える。

5. 構成について

さらに驚くのは、『歐陽修集編年箋注』の構成である。前言部分に次のように記述する。

底本原編是一百五十三卷、其中第八十一卷後面有《外制拾遺》一部分、附在卷後。本書在編纂時考慮到它的獨立性、將這一部分移出、別編為一卷、厘次為八十二卷。這樣一來、此下七十余卷就和原本卷次不相符合、也就是說、原本的第八十二卷、在本書中編為第八十三卷、以下依此序類推、最後以一百五十四卷告結。

底本原編は百五十三巻で、その八十一巻の後に『外制拾遺』部分があり、巻末に附されている。本書では、編纂時のその独立性を考慮して、この部分を移

し、別に編纂して一卷とし、整理して八十二巻とした。こうして、この後の七十余巻は原本の巻数と合わない、換言すれば、原本の第八十二巻は、本書では第八十三巻に編纂され、以下この順序で推しはかると、最後は百五十四巻で終わることになる。

南宋時代に刊行された本来の周必大本は百五十三巻であり、本書の底本である四部叢刊本や校勘に使用した四庫全書本、歐陽衡本も、全体で百五十三巻という構成は変更されなかった。ところが、本書では巻八十一の後半に収録された「外制拾遺」十五篇を独立させて、それを巻八十二とした。そのため、以後は後ろへ一巻ずつずれてしまい、合計で百五十四巻となった。既に見てきたように、周必大らが編纂した『歐陽文忠公集』百五十三巻は『居士集』五十巻、『居士外集』二十五巻、『易童子問』三巻、『外制集』三巻、『内制集』八巻、『表奏書啓四六集』七巻、『奏議集』十八巻、『雜著述』十九巻、『集古録跋尾』十巻、『書簡』十巻という順序で構成されており、巻七十九から巻八十一には、『外制集』巻一から巻三が配置される。そしてこの『外制集』は、前述した通り歐陽脩の生前に整理され、彼が目を通していたものである。周必大らは『歐陽文忠公集』の編纂に当たって『外制集』に収録されていない作品を見つけたが、三巻という構成を変えることなく、それを『外制集』巻三の後半部分に『外制拾遺』として付け加えた。つまり、周必大らは歐陽脩が『外制集』を編纂したという事実を尊重して、歐陽脩の決定した構成を決して変更しなかったのである。こうした周必大らの態度は全集編纂者としての良識を示すものであろう。ところが、李之亮氏は作者歐陽脩の編纂意図を完全に無視し、本来三巻であった『外制集』を四巻に変更し、その四巻目を『歐陽文忠公集』巻八十二に配置した。そのため全体が百五十三巻から百五十四巻となってしまい、歐陽脩の編纂意図のみならず、結果として周必大らの編纂した『歐陽文忠公集』百五十三巻の構成も無視してしまったことになる。しかも、本書の底本である四部叢刊本巻八十一（『外制集』巻三）の巻末にある周必大らの校語によれば、『外制拾遺』十五篇の中には歐陽脩の作かどうか疑わしいものもあるという。だとすれば、李之亮氏がなぜわざわざ『外制拾遺』を独立させて一巻にしてしまったのか全く理解に苦しむのである。

6. おわりに

『歐陽修集編年箋注』の作者・李之亮氏は、近年北宋の文人の別集を次々に整理編纂しており、2000年に『安陽

集編年箋注』(徐正英氏との共著、巴蜀書社)、2002年に『王荊公詩注補箋』(巴蜀書社)、2005年に『王荊公文集箋注』(巴蜀書社)、そして、2007年に本書が出版された。

このうち『王荊公詩注補箋』については、高克勤氏がその杜撰さについて次のように記述する⁽⁷⁾。

但是、全書存在着大量的編校錯誤、包括錯字、原注脫漏、標点錯誤、反映出整理者在文史知識方面的匱乏和學風的浮躁、令人簡直不能相信此書出自一個有着長期古籍整理經歷且又著作等身的學者之手。

しかし、全書には、誤字、原注の脱落、標点の誤りを含む編輯校訂の誤りが大量に存在し、整理者の文学歴史方面の知識の欠乏と学風の軽率さを反映しており、この書が、長年の古籍整理の経歴があり、しかも著書の多い学者の手によるものとはまったく信じることはできない。

李之亮氏の『王荊公詩注補箋』には校勘の誤り、誤字、文字の脱落、標点の誤りが大量に存在しており、長い研究歴のある学者の手によって作成されたとは信じられないと高氏は述べている。さらに、高克勤氏は次のようにも記述する⁽⁸⁾。

此書の疏誤、可以引起我們對兩個問題的思考：一是如何對祖國的文学遺産、尤其是在古籍整理方面；二是如何堅持健康的學風。……但是、古籍整理是一項嚴肅、寂寞且又艱巨的工作、不僅對整理者的學術能力有很高的要求、而且要求整理者有甘坐冷板凳、十年磨一劍的精神、而絕不能草率從事、急于求成。

この書の間違いは、我々に二つの問題に対して考えることを促している。一つは祖国の文学遺産、とりわけ古籍整理方面においてどのように向き合うべきか。二つはどのようにして健全な学風を維持すべきか。……しかし、古籍整理は厳粛、寂寞でしかも並大抵でない困難な仕事で、整理者の学術能力が極めて高いことが要求されるだけでなく、整理者には甘んじて冷遇を受け、多年苦心して剣を磨くという精神が要求されるが、しかし決していい加減に仕事をして、急いで成果を求めてはならないのである。

李之亮氏による『王荊公詩注補箋』の杜撰極まりない編纂は、古籍という中国の文学遺産に対して、どのような態度で向き合ねばならないのかということまで想起

させてしまう。古籍の整理は、高度な学術が要求される困難な作業で、多年にわたる労多くして功少ない地道な仕事なのである。ここで高克勤氏が、いい加減な仕事で、急いで成果を求めることはできないと記述するのは、他でもなく李之亮氏の『王荊公詩注補箋』がいい加減で杜撰な仕事であったことを表しているのだと言えよう。この高克勤氏の指摘は、本稿で取り上げた『歐陽修集編年箋注』にもまさしく当てはまる。後人が、李之亮箋注『歐陽修集編年箋注』に基づいて歐陽修の作品を読むならば、どれだけの悪影響を被ることになるのか想像すらできない程である。李之亮氏の仕事は、伝統ある中国の文学遺産に傷をつける行為だと言っても過言ではないだろう。良識ある学者、出版社であるならば、本書を絶版にするか、少なくとも修訂版を刊行する必要があると考える。しかしながら、残念なことに、本書の修訂版を出すどころか、本書出版の2年後2009年に、李之亮氏は本書と同じく巴蜀書社より今度は司馬光の別集に箋注を附して『司馬溫公編年箋注』(一)～(六)を出版している。その注釈の誤りや不明さ、作品の繫年の問題点等の数々については中尾健一郎氏が『東方』第356号の中で夙に指摘する通りである⁽⁹⁾。李之亮氏の杜撰な編纂は、今後もまだ続いていくのではないかと心配し⁽¹⁰⁾、そしてそれは中国の伝統ある文学遺産を傷つける行為ではないかといひに懸念するのである。

注

(1) 歐陽修が生前に編纂した『居士集』の卷四十三に「外制集序」、「内制集序」が収録されている。その「外制集序」において、歐陽修は「豈以予文之鄙而廢也。於是錄之為三卷」と記述しているので、ここから明確に歐陽修自らが『外制集』三卷を編纂していたことがわかる。一方、「内制集序」においても「然今文士、尤以翰林為榮選。予既罷職、院吏取予直草、以日次之、得四百余篇。因不忍棄。……嘉祐六年秋八月二日、廬陵歐陽修序」とあることから、『内制集』八卷部分は歐陽修の生前の嘉祐六年には完成していたと言えよう。また、『居士集』卷四十四には治平四年(1067)九月付の「歸田錄序」が収録されているので、『歸田錄』はその頃に完成していたと思われる。『集古錄跋尾』十卷の冒頭には歐陽修の「集古錄目序」があり、この「集古錄目序」の次に配置される歐陽修の息子、歐陽棐の「録日記」では「集古錄既成之八年」という記述がある。「録日記」には熙寧二年(1069)という作成年が記載されているので、『集古錄』の完成はその八年前の嘉祐七年(1062)に当たる。『集古錄跋尾』は、『集古錄』の一部なので『集古錄』が完成した嘉祐年間には成立

していたことになる。以上から、『外制集』三卷、『内制集』八卷、『歸田錄』二卷、『集古錄跋尾』十卷は、歐陽脩が確実に生前に編纂、整理したものであると言える。

(2) 四部叢刊本が明刊本であることについては、森山秀二「元刊本『歐陽文忠公集』を巡って」(『経済学季報』51巻1号、2001年)を参照されたい。

(3) 『北京図書館古籍善本書目』によると、宋慶元二年周必大刻本としては以下の3本が掲載されている。(便宜上、①～③と番号を附した)

① 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 附録五卷 宋慶元二年周必大刻本〔卷三至卷録、三十八至四十四、六十一至六十三、九十五、一百三十至一百四十三配明抄本〕

② 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋慶元二年周必大刻本 存四十卷

③ 歐陽文忠公集一百五十三卷 宋歐陽脩撰 宋慶元二年周必大刻本 存五卷

これらはおそらく同一の版本だと思われる。近年、①が中華再造善本『歐陽文忠公集』として出版されたので、本稿ではこの中華再造善本を使用した。

(4) 拙稿「天理本『歐陽文忠公集』について」(『中国文学論集』第30号、2001年)により、天理本は南宋の慶元二年の約十年後の開禧年間に周必大の息子周倫の手を経た修訂本系統に属する刊本だと思われる。ただ、天理本も周必大原刻を忠実に踏襲した南宋本であり、本稿では天理本も周必大本系統の一種として調査対象とした。

(5) 宮内庁本、国家本、天理本以外に、台湾国立中央図書館にも南宋本が収蔵されており、『国立中央図書館善本書目』によれば、宋本として以下の三本が記載されている。

歐陽文忠公集存三卷三冊 宋歐陽脩撰 南宋刊本
歐陽文忠公集存五卷三冊 宋歐陽脩撰 南宋中期覆周必大吉州刊本

歐陽文忠公集存一卷一冊 宋歐陽脩撰 南宋中期覆周必大吉州刊本

これらはいずれも端本であり、全集の校勘に使用するのには馴染まないと考えるので、本稿では調査の対象外とした。

(6) 洪本健『歐陽脩詩文集校箋』下(上海古籍出版社、2009年)、1303頁の記述による。

(7) 高克勤「莫把“貢禹”改“禹貢”——評李之亮《王荊公詩注補箋》的疏誤」(『文芸研究』2008年第8期、2008年)。

(8) 注(7)参照。

(9) 中尾健一郎「繫年考証のむずかしさ——李之亮『司馬溫公編年箋注』読後」(『東方』第356号、2010年)参照。

(10) 李之亮氏は『司馬溫公編年箋注』(巴蜀書社)刊行と

同じ2009年に、同じく巴蜀書社より今度は『蘇軾文集編年箋注』を出版している。

* 歐陽脩については、歐陽脩と歐陽修の2つの表記が考えられる。これまで筆者は歐陽脩という表記を用いてきた。一方、李之亮氏は歐陽修という表記を用いている。そこで、本稿では、本書のタイトルは李之亮氏の使用する歐陽修という表記を用い、それ以外は歐陽脩という表記を用いた。

* 本研究は科研費(22520368)の助成を受けたものである。

On Problems of Li Zhiliang's
Ou-yang Xiu Ji Bian Nian Jian Zhu

Hidetoshi HIGASHI

ABSTRACT

This paper describes the problem of Li Zhiliang's *Ou-yang Xiu Ji Bian Nian Jian Zhu*. In every direction of arrangement compilation and proofreading, notes and interpretation, determination of a creation year and composition, a lot of and big problems exist in Li Zhiliang's *Ou-yang Xiu Ji Bian Nian Jian Zhu* in each case. In this paper, the example was given about those problems and it pointed out from various angles. That those problems arose showed clearly concretely that it originates in compilation of Li Zhiliang's *Ou-yang Xiu Ji Bian Nian Jian Zhu* being very careless. I think that the very careless compilation attitude of Li Zhiliang's *Ou-yang Xiu Ji Bian Nian Jian Zhu* will become an act which gives a crack to a traditional Chinese literary work.